

# 行方市立玉造中学校の部活動に係る活動方針

令和5年4月1日  
行方市立玉造中学校

## 1 「部活動」の基本的な考え

- 「部活動」は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。
- 長期休業中に、長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 1日の活動時間は、平日は2時間以内、休業日は3時間以内とする。ただし、道具の準備や後片付け、移動等の時間は活動時間には含めない。
- 原則として朝の活動は行わない。

## 2 「部活動」の休養日の設定

部活動顧問は、科学的な見地に基づき、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習は、必ずしも体力・運動能力等の向上につながらないこと等を正しく理解し、適切に休養日を設定する。

- ① 学期中は週当たり3日以上（平日は原則月曜日と木曜日を休養日とし、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上）を休養日とする。また、休日に練習試合や大会参加等で休日の1日の上限を超えて活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- ② 定期試験等の実施日の2日前を部活動休養日として設定する。
- ③ 長期休業中における休養日の設定は、週あたり2日以上（平日1日以上、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上）を休養日とする以外は、学期中に準じた扱いをするとともに、次の休業日数を設けることとする。

・夏季休業中：15日以上 ・冬季休業中：8日以上 ・学年末・始休業中：3日以上

※ 夏季休業及び冬季休業中は、ある程度連続した休養期間(オフシーズン)を設ける。

## 3 「部活動」の活動時間の設定

- ① 1日の活動時間は、平日2時間以内、休業日は3時間以内とする。また、月ごとに活動時間を設定し、生徒が安全に下校できるよう配慮する。

《活動時間》

月	4～7	9	10	11	12	1	2	3
完全下校	17:45 18:00 ※7/21～8 16:30	17:45	17:30 17:15	16:45	16:30	16:45	17:00 17:15	17:30 17:45

- ② 全国中学校体育大会及び県新人体育大会の予選を含む試合などの前は、校長のリーダーシップの下、十分に活動時間等の調整をする。
- ③ 暑い時期の部活動については気温・湿度などの環境条件に配慮し、屋内外に関わらず、活動時間の短縮や中止等、柔軟に対応するものとする。
- ④ 長期休業中も同様とする。

## 4 「部活動」の朝の活動

- 原則として朝の活動は実施しない。しかし、あいさつ運動やボランティア活動などの地域に根ざした活動、「自立」「貢献」につながる活動についてはこの限りではない。

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ① 校長は、茨城県中学校体育連盟及び市教育委員会が定める大会数の上限の目安等を踏まえ、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- ② 参加する大会数は、中体連等主催大会（全国・関東・県・地区を含む）以外の大会で、年間10回程度（一つの大会を1回として）を目安とする。

## 6 令和5年度に設定している「部活動」

野球、サッカー、ソフトテニス、男子ハンドボール、女子ハンドボール、バドミントン、バレー、剣道、卓球、吹奏楽、文化